

令和3(2021)年度 和歌山県要約筆記者養成講座 手書きコース

- 1 目的 聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記(手書き)を行うために必要な知識及び技術を習得することを目指します。
- 2 主催 和歌山県聴覚障害者情報センター
指定管理者 一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会
協力団体 和歌山県中途失聴・難聴者協会 和歌山要約筆記会
- 3 講座内容 令和3年7月1日から12月2日まで全21回(木曜)の学習で、話し手の音声による内容を要約し文字にして聴覚障害者に伝える通訳技術を習得します。
出席率の取り扱いについて、裏面に記載の事由に限り緩和します。詳細は裏面をご確認ください。
- 4 応募資格 県内に居住し、主催者が適当と認めた人
- 5 定員 手書きコース 12人(定員を超えた場合は、抽選となります。)
- 6 会場 和歌山ビッグ愛 6階 研修室2・3 (和歌山市手平二丁目1-2)
- 7 受講料 無料
※要約筆記者養成講座のテキスト2冊(3,670円)をお持ちでない方はお申し込みください。
- 8 申込〆切 令和3年6月17日(木)必着
- 9 申込方法 別紙申込書に必要事項を記入のうえ、下記あてにFAX又は郵送でお申し込みください。
- 10 講座の中止について
講座当日の午前6時に県内に警報(暴風・大雨・洪水)が発令されている場合は講座を休講します。
午前6時以降に警報が解除されても休講です。
※新型コロナウイルス感染拡大によっては、講座日程が変更する場合があります。
- 11 申込先及び問い合わせ先
和歌山県聴覚障害者情報センター
〒640-8319 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛6階
FAX 073-421-6411 TEL 073-421-6311

★要約筆記者養成講座の出席率について★

【講座を修了できる出席率について】

令和3年度の当講座で80%以上の出席が達成できた方に修了書をお渡しします。

【令和3年度からの出席率に関する緩和について】

以下の事由があった場合は出席率80%未満でも未受講の講座を翌年度に受講し、2年間の合計で80%以上の出席率に達したときは当講座の修了とします。ただし、1年目で50%以上の出席をした者に限ります。

- ・親族(2親等)の冠婚葬祭で受講できなかった場合
- ・危険性の高い感染症(インフルエンザ・新型コロナウイルス等)にかかった場合
- ・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の濃厚接触者として自粛を行った場合
- ・天災による公共交通機関や道路のインフラ遮断で受講できなかった場合

※上記の事由を事前に連絡し、所長の承認を得る必要があります。

※上記の事由の証明できるものの提示をお願いする場合があります。

令和3(2021)年度

和歌山県要約筆記者養成講座申込書

手書きコース

フリガナ					
氏名		年齢		性別	男 女
住所	(〒 —)				
TEL/FAX	TEL ()	—			
	FAX ()	—			
テキストの希望	購入します		不要です		
備考					

上記のとおり申し込みます。

年 月 日